

令和 4 年 第 4 回白石町農業委員会議事録 (閲覧用)

1. 開催日時 令和 4 年 4 月 5 日 (火) 午前 9 時 00 分～ 10 時 23 分

2. 開催場所 白石町役場 3階大会議室

3. 出席委員 (36 人)

1 番 木下善明 委員	2 番 溝口俊弘 委員	3 番 外尾正則 委員
4 番 藤井啓二 委員	5 番 森口弘実 委員	6 番 大串 勝 委員
7 番 川崎勝巳 委員	8 番 渕上 誠 委員	9 番 久原 勤 委員
10 番 川崎哲朗 委員	11 番 池上勝文 委員	12 番 川崎正明 委員
13 番 橋本重吉 委員	14 番 香月幸雄 委員	15 番 山下正行 委員
16 番 江口和広 委員	17 番 土井哲夫 委員	18 番 津田 保 委員
19 番 森 邦之 委員	21 番 川崎敏樹 委員	22 番 中村康則 委員
23 番 香月伸幸 委員	24 番 溝上博信 委員	25 番 岩石 学 委員
26 番 川崎照子 委員	27 番 田口千津子委員	28 番 片渕秋正 委員
29 番 香月藤芳 委員	30 番 香月一夫 委員	31 番 松尾利助 委員
32 番 光武直広 委員	33 番 筒井政信 委員	34 番 外尾美津子委員
35 番 一ノ瀬美佐子委員	36 番 津田裕之 委員	37 番 片渕久司 委員

4. 欠席委員 (1 人)

20 番 有田勝也 委員

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 (1) 農業委員会事務局職員の人事異動の発令について

(2) 農地法第 3 条の規定による許可申請について

(3) 農地法第 4 条の規定による許可申請について

(4) 農地法第 5 条の規定による許可申請について

(5) 令和 4 年白石町農用地利用集積計画 (4 号) の承認決定について

(6) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項

1 合意解約の報告

業務連絡事項

(1) 第 5 回農業委員会総会の日時及び場所

日時・場所…令和 4 年 5 月 9 日 (月) 9 時 00 分 白石町役場 3 階大会議室

(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 久原正好

課長補佐兼農地農政係長 石田善人

農地農政係長
農地農政係

川崎正己
香月麻里

7. その他出席職員
なし

8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、令和4年4月第4回白石町農業委員会総会を開会いたします。

会長 挨拶

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、20番 有田勝也委員から欠席の届けがっております。

ただ今の出席委員は37名中36名で、定数に達しておりますので、総会は成立しております。

この後の議事進行につきましては、農業委員会会議規則より会長が務めます。

ではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、5番 森口弘実委員、6番 大串 勝委員を指名いたします。

これより議事に入ります。

= 議案番号第79号 =

議長 初めに、1.「農業委員会事務局職員の人事異動の発令について」を議題といたします。議案番号第79号について事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第79号農業委員会職員の人事異動の発令について説明をいたします。

令和4年4月1日付けで農業委員会事務局から〇〇が農村整備課へ、〇〇が保健福祉課へ、〇〇が生涯学習課福富公民館係へ転出をしております。

後任としまして、〇〇補佐の後任に農村整備課から〇〇、〇〇は引き続き農業委員会事務局ですが、係長へ昇任、〇〇係長の後任です。また、〇〇の後任として長寿社会課から〇〇、〇〇の後任として農業振興課から〇〇でございます。〇〇、〇〇につきましては、異動はなく、引き続き、事務局に勤務でございます。

農業委員会の職員は農業委員会等に関する法律第26条第3項により農業委員会が任免すると規定されておまして、4月1日に会長から辞令交付を行っていただいております。

詳細は、議案書をご覧ください。

それでは一人ずつ、ご挨拶をいたします。

(異動職員の挨拶。)

事務局長 申し遅れましたが、私はそのままおりますので、引き続き、よろしくお願いしま

す。

これで、議案番号第 79 号「農業委員会事務局職員の人事異動の発令について」は終了いたします。

＝議案番号第 80 号＝

議長 続きまして、2.「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第 80 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 80 号。権利の種類は所有権移転、贈与でございます。申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望です。議案の位置図は、1 ページをご覧ください。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。○番 ○○委員。

委員 ○番の○○です。地元農業委員として 3 月 23 日に事務局と現地確認を行いました。事務局より説明がありましたとおり、申請地は、譲渡人、譲受人双方の要望による農地の贈与であります。譲受人は現在、米、麦、大豆を中心に約 1.1ha の規模で営農されています。譲受人は、今後もこれまで同様周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 80 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 80 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 81 号～議案第 82 号＝

議長 続きまして、議案番号第 81 号、82 号につきましては農地交換としての関連議案です。一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 まず、議案番号第 81 号。権利の種類は所有権移転、交換です。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請事由は、譲渡人、譲受人の要望です。
議案の位置図は、2 ページをご覧ください。
続きまして、議案番号第 82 号。権利の種類は所有権移転、同じく交換です。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請事由は、譲渡人、譲受人の要望です。
議案の位置図は、2 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番 ○○委員。

委員 ○番の○○です。
地元農業委員として 3 月 14 日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請は、説明にもあったように、譲渡人譲受人双方の要望による農地の交換であります。
世帯毎の営農状況につきましては、議案第 81 号の譲受人、○○氏は、米、麦、大豆、キュウリを中心に約 2.3ha。
議案第 82 号の譲受人、○○氏は、米、麦、大豆、玉ねぎを中心に約 2.5ha を耕作されています。
両名とも、周辺地域と協力して耕作することをお約束されており、所有権移転については問題ないと判断いたします。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。まず、議案番号第 81 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 81 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

議長 次に、議案番号第 82 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 82 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 83 号＝

議長 議案番号第 83 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 83 号。権利の種類は所有権移転、売買です。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請事由は、譲渡人、譲受人の要望で、10a 当たりの対価は〇〇円です。
議案の位置図は、3 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
〇番 〇〇委員。

委員 〇番の〇〇です。
地元農業委員として 3 月 23 日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請農地については、譲渡人の要望により申請がなされております。
譲受人は現在、米を中心に約 0.6ha の規模で営農されており、今後もこれまで同様周辺地域と協力して耕作することを約束されていますので、所有権移転については問題ないと判断します。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 83 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 83 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 84 号＝

議長 議案番号第 84 号を事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 84 号。権利の種類は所有権移転、売買です。
申請農地から稼働力までは、議案書のとおりです。
申請事由は、譲渡人、譲受人の要望で、10a 当たりの対価は〇〇円です。
議案の位置図は、4 ページをご覧ください。
以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番 ○〇委員。

委員 ○番の〇〇です。
地元農業委員として、3 月 30 日に事務局と現地確認を行いました。
譲受人の世帯は、花栽培をはじめ、米・麦・大豆を、約 26ha の規模で営農されています。
譲受人は、隣接農地の所有者で、これまで同様、周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。
なお、今回申請とは別に隣接する農地において、農地法 4 条及び 5 条の申請も予定しておられ、その部分も含めた価格交渉を同時に行われていたことから、農地法 3 条の申請となっております。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございました。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

○番 ○番の〇〇です。
図面がわかりにくいので、もう少しわかりやすくお願いします。

事務局 ご指摘ありがとうございます。事務局としても、この図面の作成については、非常に神経を使いながら行っておりますが、筆が密集したところで、標記がわかりにくかったようですので、もう少し簡単にしたいと思います。

○番 よろしく申し上げます。

○番 ○番の○○です。

先ほど、説明で4条・5条という言葉が出てきたのですが、今後、この農地に建物、小屋とか建てられる計画があるのかと思ったのですが、いかがでしょうか。

事務局 お答えします。4ページの図面の○○さんの土地の左上に○○番334㎡の畑と○
○番140㎡の畑が、○○さんになっておりますが、○○さんと○○さんが、ご姉妹
になられるので、ここの転用に含めたところの予定ですが、申請農地には、建物を
建てる予定はなく、農地として使用されます。

○番 わかりました。

議長 ほかにないでしょうか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第84号に賛成の方の挙手を求めま
す。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第84号は申請どおり当委員
会において許可することに決定します。

＝議案番号第85号＝

議長 続きまして、3.「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたし
ます。議案番号第85号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第85号。

申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。

農地区分は、農用地区域内農地。

農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区
域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、
申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、5ページから6ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番 ○○委員。

委員 ○番の○○です。
地元農業委員として3月30日に事務局と現地確認を行いました。
今回の申請は、農業生産用資材庫の整備を目的とするものであります。
周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断致します。
なお、以前から既に無断で転用されていることについては、十分指導しております。
ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第85号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第85号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第86号＝

議長 続きまして、4.「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第86号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第86号。権利の種類は、使用貸借権設定です。
申請農地からその他参考事項は、議案書のとおりです。
まず、○○番でございます。
農地区分は、農用地区域内農地。
農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地でございます。
許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更でございます。
次に、○○番ですが、農地区分は、第1種農地。

農地区分の該当事項は、概ね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でございます。

許可基準の該当事項としまして、農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設でございます。

土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。議案の位置図は、7 ページから 8 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。
○番 ○○委員。

委員 ○番の○○です。

先ほどから説明があったとおりですが、地元農業委員として去る 3 月 22 日に事務局と現地確認を行いました。

今回の申請は、農業用倉庫、農業用資材置場、農業用資材置用パイプハウスの建設をするものです。この事によって、農作業の効率と機械・資材等の保管を図るものです。

申請場所は、周辺農地への影響もないところです。また、人格もよく、地域活動にも積極的に活動されていることもありまして、地元区長、生産組合長、隣接地の所有者からも快く同意を得られていることから、転用は何ら問題ないと判断致しました。

今回の申請用地に、無断でパイプ倉庫を作られていることにつきましては、今後は、承認を得てから建設するように、しっかりと指導しました。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。
これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 86 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 86 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 87 号＝

議長 続きまして、5. 議案番号第 87 号「令和 4 年白石町農用地利用集積計画（4 号）の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第87号の「農用地利用集積計画（4号）」についてご説明いたします。始めに「所有権移転関係」でございます。今回は13件となっております。詳細は1ページをご覧ください。続きまして、「利用権設定関係」でございます。2ページから4ページの相対での設定が19件、5ページから8ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が31件、合わせて50件の計画が提出されており、賃借権設定が46件、使用賃借権設定が4件となっております。区分の内訳として新規が21件、また、新規のうち、自作地から新たに利用権設定をされるものが7件ありました。再設定は29件でした。今回の利用権の総面積は292,792㎡です。利用権設定を受ける借り手につきましては、個人によるものが18件、会社法人によるものが1件、農地中間管理機構によるものが31件となっております。なお、今回の計画の中で未相続農地は8件となっております。以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、63件とも承認が相当と判断いたします。ご審議の程、お願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。所有権移転について審議します。これについて、質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

議長 ございませんか。ないようですので、採決に入ります。議案番号第 87 号（所有権移転）について賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 87 号（所有権移転）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 続きまして、利用権設定について審議します。これについては議事参与の制限がございます。○番、○○委員、○番、○○委員については、該当する整理番号で発言を控えていただきます。質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

議長 ございませんか。ないようですので、採決に入ります。議案番号第 87 号（利用権設定）について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 87 号（利用権設定）については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 88 号 ～ 議案番号第 95 号＝

議長 続きまして 6. 「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 88 号から議案番号第 95 号、続けて事務局に説明を求めます。

事務局長 ご説明いたします。

議案番号第 88 号、農地の売渡し希望でございます。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、東郷移の〇〇氏です。

申請理由は、農地集約のための農地処分でございます。

議案の位置図は、9 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 89 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、新明 2B の〇〇氏です。

申請理由は、農地集約のための農地処分でございます。

議案の位置図は、10 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 90 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、新拓の〇〇氏です。

申請理由は、離農のための農地処分でございます。

議案の位置図は、11 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 91 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、江北町の〇〇氏です。

申請理由は、遠方のための農地処分でございます。

議案の位置図は、12 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 92 号。

申出農地は、議案書のとおりです。

あっせん申出者は、東六府方区の〇〇氏です。
申請理由は、遠方のための農地処分でございます。
議案の位置図は、13 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 93 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、大西の〇〇氏です。
申請理由は、遠方のための農地処分でございます。
議案の位置図は、14 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 94 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、大西の〇〇氏です。
申請理由は、遠方のための農地処分でございます。
議案の位置図は、15 ページをご覧ください。

続きまして、議案番号第 95 号。
申出農地は、議案書のとおりです。
あっせん申出者は、大和の〇〇氏です。
申請理由は、農地集約のための農地処分でございます。
議案の位置図は、16 ページをご覧ください。

以上、議案第 88 号から議案第 95 号です。
白石町農地移動適正化あっせん事業、実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定めてありますので、議案番号第 88 号から議案第 95 号まで、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、主となる予定のあっせん委員の氏名を議案書に記載しています。もうお一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになります。

以上で説明を終わります。ご審議がたよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 88 号から議案番号第 95 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議長 議案番号第 88 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 89 号。

委員 〇番 〇〇委員、〇番 〇〇委員でお願いします。

議長 議案番号第 90 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 91 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 92 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 93 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 94 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 議案番号第 95 号。

委員 ○番 ○○委員、○番 ○○委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。

議案番号第 88 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 89 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 90 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 91 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 92 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 93 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 94 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議案番号第 95 号 ○番 ○○委員、○番 ○○委員。

議長 事務局の担当の職員の確認をお願いします。

事務局長 議案書に記載しておりますが、確認の意味で申し上げます。
議案番号第 88 号は、○○。

議案番号第 89 号は、〇〇。

議案番号第 90 号は、〇〇。

議案番号第 91 号は、〇〇。

議案番号第 92 号は、〇〇。

議案番号第 93 号は、〇〇。

議案番号第 94 号は、〇〇。

議案番号第 95 号は、〇〇。

今回、事務局の異動の関係上、新たに職員 3 人来ましたが、農業委員会が初めてということでございまして、こういう調整を致しております。

連絡調整につきましては、担当者へお願いします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

○番 質問よろしいでしょうか。

今のあっせん委員さんの中で、申出者が、〇〇さんということで、申出理由が遠方と言われましたか。

事務局長 はい。

○番 地図を見れば、上のほうに宅地で、同じ名前で〇〇さんとありまして、自宅であれば、遠方にならないのではないかと思います。

○番 宅地としてある分は、牛舎です。ここは、八平で、家は建てられない所で、宅地となっている分は、すべて牛舎となっております、肥育のほうも止められて、ここの牛舎も他人に譲渡される予定になっておられまして、ここには来ないということで、遠方となっております。

○番 わかりました。ありがとうございました。

議長 あっせんに関する質問ないでしょうか。

(質問、意見なし)

議長 それでは、報告事項お願いします。

事務局 (事務局より報告事項を行う)

1 合意解約の報告

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連

絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

業務連絡事項

1 第5回農業委員会総会の日時及び場所

2 その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、本日の総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前10時23分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員